

申請・支給についての注意事項

【支給対象者について】

○ 令和3年9月分の児童手当の支給を受けられている方を支給対象者とします。

※ 令和3年9月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1042

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和3年9月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、担当までご相談ください。

【対象児童について】

○ 以下のお子さんを対象児童とします。

・ 令和3年9月分の児童手当（本則給付）の対象となっているお子さん

・ 平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん

・ 令和3年9月以降令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん

○ 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり100,000円です。

【申請について】

- 中学生までは、**「プッシュ型」による支給**を行いますので、**特段の申請は不要です。**
 - ※ 基本的に、同年9月分の児童手当を支給する市区町村になります。
 - ※ DV被害によりお子さんとともに避難されている方で、令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、浜中町で子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 高校生のご家庭と公務員は申請が原則必要になります。
 - ※児童手当の申請漏れ者なども同様です。また、児童手当が所属庁から支給されている公務員についても申請が必要です。

【「プッシュ型以外の申請を要する方（高校生・公務員）」の申請について】

- 9月30日時点の住所地市町村が申請先になります。
- 申請書を郵送または職場より配布します。記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、郵送又は浜中町の窓口へ提出してください。
- 申請書を提出される際は、必要に応じて書類を添付してください。（詳細は記載要領を参考にしてください）

【「プッシュ型以外の申請を要する方（新生児）」の申請について】

- 令和3年9月～11月生まれの新生児のご家庭には、申請書を郵送します。記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、郵送又は浜中町の窓口へ提出してください。
- 令和3年9月以降令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）が対象となりますので、12月以降に新生児が生まれたご家庭は、児童手当（新規・額改定）申請時に併せて申請を行ってください。

【支給先について】

- 原則として、令和3年9月分の児童手当の支給に当たって指定していた口座等に支給を行います。
- 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の口座変更手続きをしてください。
- 監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けない方で、児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り、「支給先口座届出書」に必要事項を記載の上、子育て世帯への臨時特別給付金の支給先口座の届出をしてください。

【「プッシュ型」の支給の辞退と方法について】

- 支給を受けることを辞退する場合は、中学生までは令和3年9月分の児童手当を支給する浜中

町に連絡し届け出てください。10月以降に浜中町に転入された方は、令和3年9月分の児童手当を支給する市区町村（転入前の市区町村）が辞退の届出先になりますのでご注意ください。

- 届出受付期限は次のとおりです。
12月6日～12月13日（必着）

【浜中町からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、浜中町から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対ありません。
もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに浜中町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 支給対象者に対し、令和3年9月分の浜中町が把握する9月分の児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和4年3月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）を支給されません。
- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の返還を求めます。
- 子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

浜中町福祉保健課福祉係 電話：0153-62-2305
